

測量・建設コンサルタント等業務に係る 総合評価落札方式ガイドライン

- 1 適用する業務
- 2 落札者の決定方式
- 3 類型の選択
- 4 評価項目の設定
- 5 評価内容の履行確認
- 6 学識経験者の意見聴取
- 7 コンプライアンスの確保等

大阪府総務部契約局

はじめに

総合評価落札方式は、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」（例えば、企業の表彰・成績評定・業務実績や、技術者の表彰・成績評定・業務実績）を総合的に評価する落札方式であり、入札者の示す価格と技術力や技術提案を総合的に評価し、落札者を決定する落札方式である。

測量・建設コンサルタント等業務への総合評価落札方式の適用により、入札に参加する企業の技術力や技術提案などの技術面における競争や、価格のみならず総合的な価値による競争を促進することは、発注者にとって最良な調達を実現させ、成果品の品質確保を図る上で有効であり、ひいては、効率的かつ効果的な社会資本整備に寄与するものと期待される。

総合評価落札方式の運用においては、成果品等の品質を確保するため、企業及び技術者の施工能力、技術力を的確に反映した評価項目を設定し、適切に評価することが重要であり、このことから、評価項目のあり方や評価方法等について、これまで、大阪府建設工事等総合評価委員会の意見等を踏まえ、制度設計に取り組んできた。

測量・建設コンサルタント等業務における総合評価落札方式の実効性を確保し、適正化を図るため、各発注部局が総合評価落札方式を推進していくうえで、統一的な事項を確認するマニュアルとして、留意すべき基本的な事項について、とりまとめたものである。

なお、このガイドラインについては、より適切かつ効率的、効果的な運用が図られるよう、発注部局の意見等を踏まえながら、適宜見直しを行い、改定していくものとする。

1. 適用する業務

測量・建設コンサルタント等業務の総合評価落札方式は、事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務を対象に適用する必要がある。

- (1) 総合評価落札方式を適用する業務は、同方式の性質上、「低入札価格調査制度」の適用を基本とする。また、「低入札価格調査制度」の適用に際しては、過度な低価格応札を抑止する観点から、必要に応じて「失格基準価格」を設定する。
- (2) 上記に係わらず、業務内容や入札参加者の技術力等を踏まえ、総合評価落札方式を適用する効果が見込めない業務は、通常的一般競争入札によるものとする。
- (3) 適用する業務種別は、価格以外の要素を考慮することにより、より優れた技術を持つ事業者を選定できる業務や、事業者の技術的提案を反映することにより成果品の品質の向上が期待できる業務とする。

総合評価落札方式での低価格入札対策

- 地方自治法施行令においては、価格競争の場合は「最低制限価格制度」と「低入札価格調査制度」のいずれも採用が可能であるが、総合評価落札方式を適用する業務については、当該方式の性質上「低入札価格調査制度」の適用を基本としている。
- 必要に応じて、失格基準価格の設定により過度な低価格応札を抑止し、また予定価格を含め事後公表とすることにより、総合評価落札方式の適正で公正な導入効果を確保する。

2. 落札者の決定方式

競争入札は、予定価格の制限の範囲内で、最低価格で入札した者を契約の相手方とすることを地方自治法上、原則としている。その例外の一つである総合評価落札方式は、価格と品質が総合的に優れた者を契約の相手方にする方式であり、成果品の品質の向上を図ることを目的としている。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、「価格」と「価格以外の要素（技術評価点）」を総合的に評価した値である「評価値」の最も高い者を落札者（以下「受注者」という。）として決定する。
- (2) 「評価値」の算出方法は、業務の確実性を実現する企業及び技術者の技術力等により品質不良等のリスクを低減し、成果品の品質の確保を図る観点から、価格に技術力を加味した指標となる、「加算方式」を基本とする。
- (3) 技術評価点での加算点は、事業者の技術力が「評価値」に適切に反映されるよう、適正な範囲で設定すること。

加算方式による評価値の算出方法

評価値＝〔価格評価点＋技術評価点〕

価格評価点の算出方法の例

- ・ 価格評価点＝（価格評価点の配分）×（1－入札価格／予定価格）
- ・ 価格評価点＝（価格評価点の配分）×最低価格／入札価格

価格評価点と技術評価点の設定

入札価格に対する得点配分（価格評価点）が、技術・提案等に対する得点配分（技術評価点）を下回らないこととし、実質上の得点配分も同様とする。

3. 総合評価落札方式の種類の選択

- (1) 総合評価落札方式の種類は、技術提案を求めない「技術審査型」、評価テーマに対して技術提案を求める「技術提案型」を基本とする。これにより必要な技術的能力を有する事業者のみが競争に参加することで、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除の一助とすることができる。
- (2) 種類の選択は、発注金額の多寡によることなく、当該業務の特性や技術的工夫の余地等を考慮して適用する。

種類の概要

◆技術審査型

○技術的工夫の余地が有り、技術者及び企業の技術力の評価で品質向上が期待できる業務を対象に、施工の確実性及び品質の確保を期待する業務で、企業の技術的能力、管理技術者等の技術的能力等を評価する方式

◆技術提案型

○技術的工夫の余地が多く、技術者及び企業の技術力の評価と併せて、業務内容に応じて具体的な取り組み方法に係る技術提案を求めることによって、品質向上を期待する業務の場合に適用する方式

4. 評価項目（加算点対象）の設定

加算点の対象とする評価項目は、総合評価落札方式が成果品の品質の確保を主目的としていることを基本に、当該業務の内容や特性、現場状況等に応じ、適切に設定する必要がある。

- (1) 評価項目については、公共工事に係る測量、地質調査その他の調査及び設計の品質確保を図るため、企業の技術的能力、とりわけ工事施工能力を的確に評価できる技術的内容等を基本とする。
- (2) 上記以外の評価項目については、府民福祉の推進に寄与する内容に限定する。
- (3) 事業者からの申請により確認する評価項目については、客観的資料に基づき的確に確認できる内容とすること。また、技術提案を求める評価項目は、当該業務での確実な履行を担保・確認できる内容であること。

評価項目の標準例

◆品確法に基づく評価項目

イ 技術者の評価

- ・管理技術者：表彰、同業務の成績評定及び実績、各資格等
- ・担当技術者：同業務の成績評定及び実績、各資格等
- ・照査技術者：同業務の成績評定及び実績、各資格等

- 企業の評価
 - ・企業の技術力：表彰、成績評定、常駐有資格者数等
 - ・地域貢献・精通度：本店の場所、営業所規模等
- ◆府民福祉の推進に寄与する評価項目
 - ・障がい者、ひとり親や生活困窮者などの就職困難者の雇用促進・就労支援
- ◆技術提案に関する評価項目
 - ・的確性
 - ・実現性
 - ・独創性

評価項目の設定に際しての留意点

- 特定の事業者が有利とならないよう、公平性の確保に留意すること。
- 特定調達契約案件については、国内事業者が有利となる評価項目は設定できない旨留意すること。

5. 評価内容の履行担保

総合評価落札方式で落札者を決定した場合、加算点を付与した事項（以下「評価事項」という。）や技術提案（以下「採用提案」という。）について、その適切な履行を契約書等で明記するとともに、その履行を確保するための措置や不履行の場合のペナルティーについて明らかにしておく必要がある。

- (1) 受注者の責により、評価事項や採用提案が履行できない場合は、違約金の支払い、契約金額の減額、業務成績評定への反映等のペナルティーを課すことを入札説明書等に明記する。
- (2) 採用提案は、契約書等において、その履行義務を明記すること。
（履行状況の確認方法等については、入札説明書に明記する。）
- (3) 評価事項や採用提案について、その履行がなされていない場合は、違約金の支払い、契約金額の減額、業務成績評定への反映等、関係規定に基づきペナルティーを厳正に措置する。

評価事項等の履行担保措置とペナルティーの取扱い例

◆評価事項の取扱いについて

[自己申告による項目]

- 企業の自己申告による評価事項については、その内容を明確に確認できるものに限るものとし、当該事項の履行を確保する必要から、その履行が明らかに確認できないときは、業務成績点を減点すること。

[配置予定技術者に関する項目]

- 技術者の資格・経験等に関する評価事項については、落札決定後の発生事由により当該技術者を配置できなくなった場合、代替の技術者の資格・経験等を厳格に審査すること
- この場合、同等の資格・経験等を有する技術者を配置できないときは、契約締結前の場合にあっては、契約締結を行わないものとする。契約締結後の場合にあっては、業務成績点の減点を行うこと。

6. 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式において、落札者決定基準等を定めるにあたっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公平な審査・評価を行うため、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聞くことが義務付けられている。

- (1) 学識経験者の意見を聴取する機関として、総務部契約局に「大阪府建設工事総合評価等審査会」を設置し、また個別案件の審議を行うため、審査会の下部機関として、「土木工事部会」、「設備工事部会」及び「建築工事部会」を設置する。
- (2) 発注部局は原則として個別案件毎に、次の時期に審査会（部会）から意見を聴取する。
- ・落札者決定基準の決定のとき。
 - ・落札者の決定（審査会（部会）が必要と認めた場合）のとき。

審査会（部会）の事務分掌

- ◆大阪府建設工事総合評価等審査会
 - 総合評価方式の基本的事項に関すること。
- ◆審査会部会
 - 個別案件の落札者決定基準及び落札者の決定に関すること。
 - 各部会の審査対象は以下のとおりとする。
 - ・土木工事部会：土木関連工事に係る測量・建設コンサルタント等業務
 - ・建築工事部会：建築関連工事に係る測量・建設コンサルタント等業務
 - ・設備工事部会：プラント設備工事（プラント機械設備工事、プラント電気設備工事、プラント電気通信設備工事）、建築設備工事に係る測量・建設コンサルタント等業務

意見聴取時期

- ◆落札者決定基準の決定
 - 「技術提案型」については、個別案件の公告を行うまでに意見を聴取する。
 - 「技術審査型」については、年度当初に、定型的に設定した評価項目、配点、評価方法について意見を聴取し、個別案件については、意見聴取を行った評価項目等を適用する。
- ◆落札者の決定
 - 落札者決定基準の審議を行う際に、審査会が必要と認めた案件について意見を聴取する。

7. コンプライアンスの確保等

総合評価落札方式にあっては、技術力の審査が厳正に行われる必要があり、技術提案の一部には企業独自の提案が含まれるものもあることから、技術提案書又は技術審査資料（以下「審査資料」という。）については厳重に取り扱い、技術情報等の情報管理の徹底を図る必要がある。

また、公正な入札執行を確保するため、不正に審査資料を作成したと認められる場合などは、関係規定に基づき厳正に措置する必要がある。

- (1) 入札参加者から提出のあった審査資料については、落札者決定までの間は、厳重に管理すること。
- (2) 審査資料の審査にあたっては、透明性や公正性の確保に十分留意し、適正かつ厳正に行うこと。
- (3) 審査資料について、他の入札参加者と相談して作成するなどの不正行為が認められた場合は、入札説明書や入札心得等の規定に基づき厳正に措置する。

審査資料の厳重な管理

- 審査資料は、受付から落札者決定までの間は、審査資料の審査に供する時間帯を除き、鍵の付いたロッカー等で保管するなど、厳重に管理すること。
- 落札者決定後、落札者以外の審査資料は、原則として、当該資料を提出した入札参加者に返却すること。

審査資料の適正かつ厳正な審査

- 審査資料の受付及び審査を行う者（機関）は、予め発注部局の長が指定した者（機関）に限定すること。
- 審査資料の審査に際しては、提出した入札参加者名が審査者や他の者に知れることのないように、入札参加者名等が記載された箇所をマスキングすること。
- 審査資料の記載内容に入札参加者を類推できる事項を記入しないよう、予め入札説明書等に明記すること。

不正行為に対する厳正な措置

- 審査資料は、他の入札参加者と相談することなく、入札参加者が自ら作成する必要がある、これに違反した場合は、当該審査資料を無効とするなどのペナルティーを課すことを入札説明書等に明記すること。
- 審査資料に同一性や規則性、類似性が認められるなどの場合、発注部局は事実関係の調査を行い、他の入札参加者と相談したことが明らかになったときは、当該審査資料を無効とするとともに、入札参加停止措置などの所要の措置を行う。

（附則）

本ガイドラインは平成31年3月20日から施行する。

（附則）

本ガイドラインは令和2年4月1日から施行する。